

税金 Q & A

Q 単身赴任者が本社で会議をするために出張し、それに併せて帰宅する場合には、出張手当を支給しても問題ないですか？

A その出張が、主として職務遂行上必要であり、かつ、その旅費が適正である場合には問題になりません。

出張旅費は、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をし、もしくは転任にともなう転居のための旅行をした場合または就職もしくは退職をした人がこれらにともなう転居のための旅行をした場合などに、その旅行に必要な支出に充てるために支給されるものは非課税とされています。したがって、このことからすると、単身赴任者(配偶者または扶養親族を有する給与所得者で転居をともなう異動をした人のうち単身で赴任し

た人をいいます)が赴任先から家族のもとへ帰宅するための旅行は職務遂行のための旅行でないことから、給与として課税されることとなります。ですが、単身赴任者については、それにより経済的負担が発生するという事情もあることから、単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えないことになっていきます。

Q このたび、会社が銀行から融資を受けますが、会社に担保がないので、社長の不動産を担保に入れようと思います。この場合に、社長に対して信用保証料を払っても問題ありませんか？

A 保証料の額が適正であれば、問題ありません。

金融機関から融資を受ける場合には、通常、担保の提供が求められますが、会社に適当な担保物件がない場合には、よく社長が所有する不動産などを担保物件として差し入れるということが行われています。また、会社に担保物件がない場合のもうひとつの方法として、信用保証機関や金融機

関などに保証料を支払って融資を受けるということも行われています。このようなことから、社長の担保提供に対して、信用保証料を払っても、信用保証機関などの第三者機関に保証料を支払うことなんら変わらないことから、その担保提供に対する保証料の額が適正であれば、その保証料は損金と



Q 父が亡くなり、相続税を物納しなければならぬと思うのですが、納税額より不動産の価額の方が高い場合でも物納して可るのですか？

A やむを得ない事情があると認められる場合は物納が認められます。

相続税額より高い価額の財産を物納することを超過物納といい、相続税法では「物納を許可する場合において、物納財産の性質、形状その他の特徴により収納すべき価額を超過する物納財産を収納することについては、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、超過物納を許可することができる」として

①物納財産が土地の場合で、分筆することによりたとえはその地域における宅地としての一般的な広さを有しなくなるなど、通常の用途に供することができない状況が生じることになると認められる場合



②建物、船舶、動産などのように分割することが困難な財産である場合

A 同じです。ただし、個人は強制償却になります。

ただし、現行の取扱いのようには、法人については減価償却は任意償却、個人については強制償却とする制度は変更されないようですので、個人事業者については、償却済みになった減価償却資産を5年間で強制償却していかなくてはなりません。

Q 昨年の税制改正では、減価償却制度が改正され、全額償却できるようになったそうですが、個人事業者も同じですか？

A 同じです。ただし、個人は強制償却になります。

平成19年度の税制改正では、減価償却制度が改正されました。主な内容には、次のようなものがあります。

これらの改正は、法人だけでなく、個人にも適用されることとなっていますので、個人事業者が平成19年4月以後に取得した減価償却資産についても同様の取扱いになります。

③法令などの規定により一定の数量または面積以下に分割することが制限されている場合(最低敷地面積の制限がある地域に所在する宅地など)

①平成19年4月1日以後に取得する資産については償却可能限度額が撤廃される

②平成19年3月31日までに取得した減価償却資産で償却限度額まで償却済みの資産については、償却済みとなった事業年度の翌事業年度以後5年間で全額償却することができる

③フラットパネルディスプレイ製造設備・フラットパネル